イメージスキャナ	一台（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、一台にその百五十人を超える数が百人までを増すごとに一台を加えた数量）
地理情報システム	一式（五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、一式にその五十人を超える数が百人までを増すごとに一式を加えた数量）
レーザスキャナ	一式（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、一式にその百五十人を超える数が百人までを増すごとに一式を加えた数量）

備考　法第五十条第三号の登録を受けようとする場合にあつては、地理情報システム及びレーザスキャナを有することを要しない。

別表第九の二（第九条の十関係）

測量に関する科目	講義	実習	講義又は実習
（略）			
測量に関する数学	七十五	（略）	
（略）			
授業時数 測地測量	百五	百五	
授業時数 測図測量	百五	百五十	
（略）			
授業時数 その他の測量関連科目			百二十
総授業時数	九百		
（略）			

別表第九の三（第九条の十関係）

測量に関する科目	講義	実習	講義又は実習
（略）			
測量に関する基礎工学	七十五	（略）	

別表第九の二（第九条の五関係）

測量に関する科目	講義	実習	講義又は実習
（略）			
測量に関する数学	百二十	（略）	
（略）			
授業時数 三角測量	百二十	百二十	
授業時数 多角測量			
授業時数 汎地球測位システム測量			
授業時数 水準測量	三十	三十	
授業時数 地形測量	六十	六十	
授業時数 写真測量	六十	六十	
授業時数 地図編集	四十五	四十五	
（略）			
授業時数 その他の測量関連科目			二百十
総授業時数	千二百		
（略）			

別表第九の三（第九条の五関係）

測量に関する科目	講義	実習	講義又は実習
（略）			
測量に関する基礎工学	九十	（略）	